

平成29年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日:平成29年4月1日

自治体名	鳴門市 (鳴門市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成28年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)															
			69.3%	75.0%	64.2%	10.8%															
<p>&lt;現在の状況&gt;</p> <p>1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関する集計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>先発医薬品を調剤した事情</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>・薬局の在庫管理(備蓄)のため</td> <td>35.85%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>・薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し不都合が生じたため ・医師の判断</td> <td>7.55%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由はない(理由を言わない)</td> <td>29.25%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>・後発医薬品が発売されていないため ・薬価があまり変わらないため ・後発医薬品の方が値段が高いため</td> <td>27.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 関係機関への説明の状況</p> <p>○ 医療券・調剤券を一括発行する機会に、生活保護制度における後発医薬品の原則服用についての説明、国の掲げる目標の数値及び達成期間などへの理解を求める文書とともに、後発医薬品を処方しなかった理由の返送用紙、パンフレット等を同封し、利用促進、普及啓発への協力依頼を行っている。また、レセプトの摘要欄に後発医薬品を調剤しなかった理由の記載がなく、理由の返送用紙の返送がない場合は、再度、案内や調剤状況の確認をしたり、理由書の返送を依頼するなどの取組を実施している。</p>				先発医薬品を調剤した事情	割合	1	・薬局の在庫管理(備蓄)のため	35.85%	2	・薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し不都合が生じたため ・医師の判断	7.55%	3	・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由はない(理由を言わない)	29.25%	4	・後発医薬品が発売されていないため ・薬価があまり変わらないため ・後発医薬品の方が値段が高いため	27.35%	<p>&lt;対応方針&gt;</p> <p>平成26年1月1日の生活保護法改正により、被保護者に対し可能な限り後発医薬品の使用を促すよう努めることが明文化された。後発医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に先発医薬品に比べて薬価が安くなっていることから、行政や医療保険など国全体で普及に取り組んでいる。生活保護を受給している世帯にリーフレットを配布するなどして後発医薬品の使用促進に努めている。</p> <p>服薬指導の実施</p> <p>○ 生活保護申請時に後発医薬品を原則服用することをパンフレット等を渡しながら説明し、理解を求める。ケースワーカーが保護世帯を訪問する際に改めて後発医薬品の原則服用について説明し、使用を勧める。</p> <p>○ 指定薬局での調剤の際には、処方箋に後発医薬品への変更が不可の表示がある場合を除き、原則後発医薬品の調剤と後発医薬品の使用について説明し、勧めてもらう。説明しても本人が先発医薬品を希望する場合はその事情等の確認をしてもらう。</p> <p>関係機関への説明および協力依頼</p> <p>○ 指定医療機関等への生活保護制度における後発医薬品の原則服用について理解と、協力を得る。</p> <p>○ 国の掲げる目標値や管内実績値、達成に向けた目標期間などを案内等で情報提供し理解と協力を得る。</p> <p>薬局における備蓄について</p> <p>○ 指定薬局における後発医薬品の備蓄については、1つの先発医薬品に対し複数の後発医薬品が存在するため、個々の薬局で全ての後発医薬品を揃えるのは難しいのが現状である。薬剤師会鳴門支部では、市内の薬局における備蓄リストを作成し、薬局間での在庫情報を共有することで、在庫管理を効率化し、薬局間での薬剤の融通により備蓄の改善を図り、後発医薬品の調剤に対応できるよう努めていくとのこと。生活保護制度における後発医薬品の原則服用について十分にご理解をいただいているところであるが、備蓄状況の改善が被保護者の後発医薬品の使用促進にもつながることから、更に備蓄状況の改善について協力を求めていきたい。</p> <p>その他</p> <p>○ 後発医薬品の効果効果などへ正しい理解を得られるように努めるとともに、後発医薬品の調剤を選択することにより、後発医薬品の普及が進めば医療費が削減されることを伝えるなど、被保護者の後発医薬品に対する意識の醸成を図り、使用促進に努める。</p> <p>○ レセプトや後発医薬品を調剤しなかった理由の返送された書類等を確認し、「今まで、特に理由はない」、「後発医薬品が安価である(安かろう悪かろう・高い方がよい)ことのみをもって不同意」、「後発医薬品を使ったことがないから」などの理由で使用に至らない被保護者の中から数名を抽出し、担当のケースワーカーと相談しながらアプローチし、後発医薬品の正しい理解につなげるとともに、嘱託医、かかりつけ調剤薬局等に協力や助言をいただきながら、後発医薬品の服用の指導をしていく。</p> <p>&lt;備考&gt;</p>			
	先発医薬品を調剤した事情	割合																			
1	・薬局の在庫管理(備蓄)のため	35.85%																			
2	・薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し不都合が生じたため ・医師の判断	7.55%																			
3	・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由はない(理由を言わない)	29.25%																			
4	・後発医薬品が発売されていないため ・薬価があまり変わらないため ・後発医薬品の方が値段が高いため	27.35%																			
<p>&lt;使用促進が進んでいない原因&gt;</p> <p>○ 薬局における後発医薬品の在庫管理が難しく、備蓄が無い場合がある。</p> <p>○ 被保護者の中に後発医薬品の効果効能に疑問を持つなど、不安を抱いているものがある。また、医療費に対する意識が低いものもある。</p>																					

※ 平成29年央までに75%達成を目指す。